

平成25年度 互助会看護休暇給付金 Q&A

No.	Q	A
1	改正経緯を説明してください。	平成24年度から、人事委員会規則の一部改正により、看護休暇取得期間が「1の年度を通じて180日の範囲内」から「1人の要介護者につき通算して3年の範囲内」に変更になりました。 これに伴い、当互助会では、看護休暇給付金の支給対象期間を「1人の要介護者につき通算して180日を超えない期間」と決めました。 また、平成25年度以降の給付については「互助会のあり方に係る検討委員会」等で検討していただき、新たに給付内容を定め、平成24年度中に会員の皆様にお知らせすることとしました。
2	改正内容を説明してください。	看護休暇により勤務に従事しなかった期間1日につき、7,000円を支給します。 支給対象期間は、事業年度内を通算して180日を超えない期間とします。ただし、公立学校共済組合等による看護休暇給付金相当の支給対象期間は、互助会の支給対象期間から除算されます。
3	給付規則の一部改正による施行期日はいつですか。	平成25年4月1日です。
4	平成25年度からの給付の考え方は、どのようになりますか。	支給額と支給対象期間が変わりました。 [支給額] (新) 7,000円×支給日数 (旧) (給料の月額×1/22×40/100×1.25×支給日数－控除額) +(共済掛金+互助会費)×支給日数－介護休業手当金支給額※1 (※1)共済組合員以外の会員は介護休業給付金等に読み替える [支給対象期間] (新) 年度内を通算し上限180日※2※3 (旧) 1人の要介護者につき上限180日※3 (※2)上限180日に介護休業手当金等支給期間が含まれる場合、手当金等支給期間は看護休暇給付金を支給しない (※3)180日：週休日(土日)・祝日・年末年始の休日を含む
5	平成24年4月から継続する3年間、看護休暇を取得しました。平成25年度の支給対象期間はどのようになりますか。	平成25年度、26年度も継続して勤務に従事しなかった場合、平成24年度同様、各年度共、4月1日からの180日間が支給対象期間となります。 ただし、日額を定めたことから、支給額が変わります。
6	看護休暇終了後、別の要介護者を対象とした看護休暇を取得したときの、給付金の扱いはどうなりますか。	それぞれの休暇日数を、年度内で通算して算出します。 例として、年度内に看護休暇を100日取得して終了し、同一年度内で別の要介護者に対して看護休暇を取得するときは、別の要介護者を対象として取得した休暇の開始日から80日(180日-100日)が、同一年度内の支給対象期間となります。 ただし、各休暇が介護休業手当金等の給付対象となっている場合は、それぞれの日数から手当金等給付対象期間が除算されます。
7	平成24年度中に取得した看護休暇について、未請求の看護休暇給付金は請求できますか。	平成24年度中に取得した休暇分については、改正前の給付規則で給付します。互助会 HPにある旧様式を使用し、御請求ください。 なお、平成23年度分についても同様に旧様式で請求できますが、給付には時効(2年)がありますので、ご注意ください。

※このQ&Aについては、随時更新いたします。